

特定建設作業を実施する際は事前の届出が必要です！

<騒音規制法・振動規制法に基づく規制>

特定建設作業実施届出書の届出義務

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、その作業を開始する

7日前までに市町村長に届出が必要です。(騒音規制法第14条、振動規制法第14条)

※日数の算出には届出日は含みませんので、遅くとも8日前にはご提出ください。

特定建設作業では、騒音・振動の大きさ、作業時間帯、作業日などの規制がかかります。

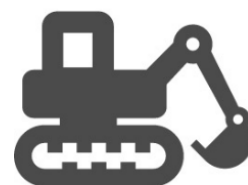
届出の必要な特定建設作業の一覧は、裏面をご覧ください。

※工業専用地域での作業では、届出が不要です。

※作業を開始した日に終わる作業については、届出が不要です。

(ただし、1つの工期の中で開始した日に終わる作業が複数ある場合には届出が必要です。)

【添付書類：付近見取り図、全工程表】



<特定施設作業届出の電子申請>

倉敷市では令和6年5月1日から特定建設作業届出の電子申請が利用できます。

下のQRコードから環境政策課ホームページへアクセスし、申請を行ってください。

※電子申請サービスでの届出には GビズID が必要です。



環境政策課 HP



倉敷市環境キャラクター「くらいふ」

その音大丈夫？！
環境にやさしい作業に
ご協力お願いします。

<問い合わせ先>

倉敷市役所環境政策課大気騒音係

平日 8:30~17:15 (祝日は除く) 住所: 倉敷市西中新田 640

TEL: 086-426-3391 e-mail: eptc@city.kurashiki.okayama.jp

<特定施設作業届出一覧>

○：届出必要 ×：届出不要

特定建設作業の種類、工法等		騒音	振動	備考
くい打機を使用する作業				
既成くい工法	打撃式 ¹⁾	○	○	ディーゼルハンマ、エアハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ等 ※もんけん（人力）は除く
	振動式 ¹⁾	○	○	電動バイブロハンマ、油圧バイブロハンマ 等
	圧入式、埋め込み工法	×	×	サイレントパイラ、セメントミルク 等
場所打ちくい工法		×	×	ベノト工法、アースドリル工法 等
くい抜機を使用する作業				
打撃式		○	○	パイルエキストラクタ
油圧式		○	×	
くい打くい抜機を使用する作業				
振動式		○	○	バイブロハンマ 等
圧入式		×	×	油圧、ワイヤー圧入
びょう打機を使用する作業				
リベット締め（びょう打機使用）		○	×	リベッティングハンマ、リベッター 等
ボルト締め、溶接		×	×	インパクトレンチ、トルクレンチ 等
さく岩機を使用する作業²⁾				
ブレーカー	手持式	○	×	空圧式、油圧式、エンジン式、電動式
	その他	○	○	ショベルに取り付けた大型ブレーカー 等
さく孔を主とするもの		○	×	ジャックハンマ、レッグドリル、ストーパ 等
その他		×	×	コンクリートカッター 等
空気圧縮機を使用する作業³⁾				
エンジン駆動式（出力15kW以上）		○	×	電動式、タービン式は届出不要
コンクリートプラントを設けて行う作業⁴⁾				
混練容量0.45m ³ 以上		○	×	モルタル製造用は届出不要
アスファルトプラントを設けて行う作業⁴⁾				
混練重量200kg以上		○	×	
バックホウを使用する作業 ⁵⁾		○	×	原動機の定格出力が80kW以上
トラクターショベルを使用する作業 ⁵⁾		○	×	原動機の定格出力が70kW以上
ブルドーザーを使用する作業 ⁵⁾		○	×	原動機の定格出力が40kW以上
鋼球を使用して建築物・工作物を破壊する作業		×	○	
舗装版破碎機を使用する作業 ²⁾		×	○	ドロップハンマ車

1) アースオーガ併用時は、騒音の届出不要。

2) 移動作業にあっては、1日における2地点の移動距離が50m以内のもの。

3) さく岩機の動力として使用する場合は、さく岩機として届出が必要。

4) 工場以外のものであって、現場またはその付近に当該建設工事に関連して一時的に設置されるもの。

5) 一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。（低騒音型建設機械）